

第2次小城市総合計画策定基本方針

1 策定の趣旨

総合計画は、本市の目指すべき将来都市像に向けて、市民とともに、どのようなまちを創造していくのか、そのための方向性を示す「まちづくりの指針」となるものです。

現在の小城市総合計画は、平成17年3月の合併に際して定めた「新市まちづくり計画」を踏まえ、平成19年度から平成28年度を計画期間として策定し、基本構想に掲げた将来都市像「薫風新都 ～みんなでつくる・笑顔あふれる小城市～」の実現に向け、各施策の成果向上に取り組んでいます。

この間の我が国における社会経済情勢は、デフレの影響や雇用情勢の悪化など、依然として厳しい状況となっており、市政運営に大きな影響を与えています。本市においても、本格的な地方分権時代を迎え、地方の自主性、自立性が一層重要になったことに加え、直面する現下の厳しい財政状況や先の見通しが困難な社会経済情勢の中で、少子高齢化や若年層の大都市への流出等による人口の減少が進み、高度情報化、グローバル化の急速な進展、深刻化する地球環境問題、震災の教訓による安全で安心して住み続けることのできる都市基盤の整備など、健全な財政運営を維持しながらも多様な市民ニーズへの対応が求められています。

このような状況を踏まえ、現行の総合計画が平成28年度に目標年次を迎えることから、新たな時代にふさわしいまちづくりを実現するための指針として、平成29年度を初年度とする「第2次小城市総合計画（以下「第2次総合計画」という。）」を策定します。

2 構成及び計画期間

第2次総合計画以降の総合計画の期間については、従来の「基本構想10年、前期計画5年、後期計画5年」から、市長の任期と連動させた「基本構想8年、前期計画4年、後期計画4年（第2次計画のみ基本構想9年、前期計画5年、後期計画4年）」に変更することとします。

これにより、市長の任期と計画期間が重なるようになり、市長のマニフェスト（選挙公約）との連動性が確保され、さらに4年間の成果がわかりやすくなります。また、計画期間が短縮されることで、社会情勢や環境の変化に柔軟に対応でき、より正確な市民ニーズを反映した計画となります。

第2次総合計画の構成及び計画期間は、次のとおりとします。

(1) 基本構想

基本構想は、市政運営の根幹となるもので、長期的な視点から、まちづくりの基本的な理念、目指すべき将来都市像、まちづくりの方向性などを策定します。

計画期間は平成29年度から平成37年度までの9年間とします。

基本構想については、平成23年に地方自治法が改正され、策定義務が廃止されましたが、市政の長期ビジョンを示すものであり、計画的な市政の推進に重要な指針となるものであること、また、基本計画とともに一体的に示し、政策体系上、各施策分野に渡るすべての計画の最上位の方針として位置付けられるものであることから、引き続き明確な位置付けを付与することとして、議会の議決を経て、策定します。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想を実現するための施策体系を示すもので、各施策における市の現状や課題、今後の方向を示し、施策を総合的に運営するために策定します。

前期計画と後期計画からなり、前期計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とし、後期計画の期間は、平成34年度から平成37年度までの4年間とします。

3 策定体制

計画策定プロセスにおいて、様々な機会を通じて市民参画の手法を取り入れることとし、様々な現実を日々実感している市民の意見や願いをしっかりと汲み上げ、可能な限り市政に反映するため、これまでに取り組んできた市民意向把握や意見反映、情報提供の仕組み等も活用し、広範で公平な市民ニーズの集約に努めるものとします。また、第2次総合計画は、今後のまちづくりの指針となる重要な計画であり、全職員が共通の認識を持ち、一丸となって計画策定にあたる必要があることから、全庁的な策定組織を設置します。

第2次総合計画は、次の体制により策定します。

(1) 庁内体制

市長が主宰する経営会議及び経営戦略会議を中心に、小城市総合計画策定推進委員会設置要綱に基づく小城市総合計画策定推進委員会や職員ワーキンググループ等、組織及び業務の枠組みにとらわれることなく、全職員の英知を結集し、積極的な参画のもと計画策定にあたることとします。

(2) 市議会

市議会は二元代表制の一方の代表機関であることを踏まえ、総合計画の策定過程において適宜情報提供を行うとともに、基本構想及び基本計画については市議会の議決を経て策定することとします。

(3) 市民参画

総合計画審議会

小城市総合計画審議会条例に基づき、小城市総合計画審議会を設置します。

複雑・高度化する行政課題に的確に対応した計画の策定を目的に、様々な行政分野における有識者等で構成し、第2次計画の策定に必要な事項に関して、総合的かつ専門的な立場から調査及び審議していただきます。

まちづくり市民会議

広く市民各層から、地域における課題や本市のまちづくりに対する意見・提言など生の声を聴くことにより、市民ニーズを把握し、計画に反映させることを目的として、「まちづくり市民会議」を開催します。また、今後の協働のまちづくりの観点から、多くの職員の参画を想定しており、今後の検討、調整等により確定します。

市民意識調査（市民アンケート）

これまでの本市の取り組みや行政サービス等についてのアンケート調査を行い、広範な市民意見を集約し、第2次総合計画策定の基礎資料として活用します。

パブリックコメント（意見公募）

第2次総合計画の案を公表し、それに対して提出された市民等の意見と、その意見に対する市の考え方を公表するとともに、市民等の意見を計画に反映させることを目的とし、パブリックコメント（意見公募）を実施します。

市民への情報提供と意見の募集

市のホームページ等により計画策定経過等を公開し、ファクスや電子メールなど多様な手段により、広く市民意見を求める機会を設けます。

4 策定スケジュール

基本構想は平成26年度から、基本計画は平成27年度から策定にとりかかることとし、別紙スケジュールにより進めるものとします。

5 総合計画と個別計画との考え方

長期的ビジョンを持った総合計画を市の計画の最上位に位置付け、基本計画で示した施策の体系に基づき、施策の考え方や事業を個別計画でより詳細に定めます。総合計画の策定にあたっては、そうした各種の個別計画との整合性を図りながら、市全体の計画体系を明確にしていくこととします。

6 行政評価システムとの連動

総合計画の施策の実行性の確保、住民にわかりやすく透明性の高い行政運営、財政状況に応じた施策の展開を実施します。その手法として行政評価システムをより一層活用し、過去の実績を振り返るとともに以後の展開を工夫する施策評価及び事務事業評価を行い、その結果を次の施策及び事務事業の企画や実施、予算配分等に反映するものとします。